

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）【現改比較表】

2021年10月15日現在

～2021年10月14日

2021年10月15日～

目次

第1章～第10章（略）

別記

1～7（略）

料金表 通則～第2表（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第8（略）

料金表別表1～別表2（略）

第1章～第9章（略）

第10章 附帯サービス

（附帯サービス）

目次

第1章～第10章（略）

別記

1～7（略）

[8 お客さま設定サポートデスクの提供](#)

料金表 通則～第2表（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第8（略）

[第9 お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金](#)

料金表別表1～別表2（略）

第1章～第9章（略）

第10章 附帯サービス

（附帯サービス）

～2021年10月14日	2021年10月15日～
<p>第 88 条 第 6 種シェアード I P – P B X サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5、6 及び 7 に定めるところによります。</p> <p>別記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 設定代行サービスの提供</p> <p>当社は、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者（カテゴリ 3 のタイプ 5 に係る者に限り ます。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、設定代行サービス（当 社が第 6 種シェアード I P – P B X 契約者の代理で第 6 種シェアード I P – P B X 契約者が 提示する Office 365 と当社が提供する I D を割り当てる処理を行うサービスをいいます。以 下同じとします。）を提供します。この場合、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者は、料金 表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>7 (略)</p>	<p>第 88 条 第 6 種シェアード I P – P B X サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5、6、7 及び 8 に定めるところによります。</p> <p>別記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 設定代行サービスの提供</p> <p>(1) 当社は、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者（カテゴリ 3 のタイプ 5 に係る者に限 ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、設定代行サービス （当社が第 6 種シェアード I P – P B X 契約者の代理で第 6 種シェアード I P – P B X 契約者 が提示する Microsoft 365 と当社が提供する I D を割り当てる処理を行うサービスをいいま す。以下同じとします。）を提供します。この場合、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者 は、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>(2) 当社は、設定代行サービスの提供によって、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者又は 第三者に発生した損害については、責任を負いません。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 お客さま設定サポートデスクの提供</p> <p>(1) 当社は、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者（カテゴリ 3 のタイプ 5 に係る者に限り</p>

～2021年10月14日

2021年10月15日～

ます。以下この項において同じとします。) から請求があったときは、お客さま設定サポートデスク(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3のタイプ5に限ります。)の利用に係る設定及びMicrosoft 365 Phone System についての問合せを一元的に受け付けるサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

(2) 当社は、お客さま設定サポートデスクの提供によって、第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した損害については、責任を負いません。

料金表

通則～第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第8 (略)

料金表

通則～第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第8 (略)

第9 お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金

1 適用

<u>区分</u>	<u>内容</u>
<u>お客さま設定サポートデスク</u>	<u>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴ</u>

~2021年10月14日	2021年10月15日~
--------------	--------------

料金表別表 1 ~ 別表 2 (略)

の提供に係る料金の適用

リー 3 のタイプ 5 に係る者に限ります。) について、お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金を適用します。

2 当社は、お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>
<u>お客さま設定サポートデスク利用料</u>	<u>1 の契約ごとに月額</u>	<u>30,000 円</u>
		<u>(33,000 円)</u>

料金表別表 1 ~ 別表 2 (略)

附 則 (令和 3 年 10 月 7 日 A P S 1 第 00835252 号)

この改正規定は、令和 3 年 10 月 15 日から実施します。